

# 企業内弁護士の魅力と悩み

ブロードメディア株式会社 法務部長/日本組織内弁護士協会事務局次長/第一東京弁護士会会員 足木 良太 Ashiki,Ryota

## 1 自己紹介

私は、ブロードメディア株式会社(JASDAQスタンダード)に所属しており、いわゆる企業内弁護士(インハウスローヤー)と呼ばれる立場にある。弁護士としてはまだ3年目だが、司法試験合格前から同社の子会社にて勤務していた。その縁で、現在は、親会社である同社の法務部長と、子会社1社、関連会社1社の監査役に就任している。法務部長の仕事は多岐に亘る。本業である契約書チェック、リーガルアドバイス、株主総会・取締役会等の機関運営は当然として、コンプライアンス管理、個人情報保護管理、人員管理、他部署との調整、予算決定等の管理系の仕事を多く任されている。同時に、監査役として、子会社のビジネス・経営判断に積極的に関わっている。今回は、たまたま現在、司法修習委員をしており、修習生と話す機会が多いこと、事務所からインハウスに移る先生方の相談を受ける機会が多いことから、そういった方々へのメッセージのような形で、インハウスの魅力と悩みについて生の言葉で語ってみたい。

## 2 一言にインハウスといっても

よく「インハウスってどうですか?」と聞かれることがある。これは、「法律事務所ってどうですか」と同じ質問であると思う。法律事務所は、事務所の規模、扱っている業種、ボスの性格も含めて、ある程度の傾向はあるものの、ひとつとして同じ事務所はなく、事務所の数だけ種類がある。会社も同様であり、インハウスといっても、会社の規模や業種、業態、経営陣の性格、社風、上場の有無によって様々

であり、数え切れないほどのインハウスの働き方がある。その中で、あえて法律事務所との大きな違いを挙げるとすれば、やはり、労働基準法の適用もあり、法律事務所よりは労働時間が比較的短いことにあるように思う。インハウスの中での比較では、大企業や老舗の企業のインハウスの方がネームバリューはある一方で自由度は低い場合が多いと感じている。そのため、私のお勧めは、中小企業のインハウスである。雑多であるものの多岐に亘る仕事をこなしていく方がやりがいもあり、経験も身につくように思う。

## 3 私が感じるインハウスの魅力

インハウスの魅力を一言で言えば、プロジェクトチームにメンバーとして参加できることである。スポーツで言えば、インハウスは選手であり、外部弁護士は監督でありコーチという位置づけになろう。当社では、映像メディア・情報通信に関連する新規ビジネスを仕掛けることが多いが、企画段階から参加し、法的リスクとともに、ビジネスとしての仕掛けについてもアイデアを出し合う。協力してビジネスを作り上げ、苦勞しながら一緒に進めていき、それらが自分自身の血となり肉となっていく。これを体験してしまっただけでは、外部弁護士としてアドバイスをする仕事に物足りなさを感じてしまう。

## 4 具体的なビジネスとの関わり

では、具体的にどのようなビジネスに関わっているか。いくつか例を挙げると、まず、インターネットをテレビにつなぎ映画等のコンテンツをテレビ上でレンタルできるビジネス(サービス名称

「T's TV」を行い、普及を目指している。

また、映画館のデジタル機材導入を促進させるVPPF(バーチャル・プリント・フィー)事業や、クラウド技術の国内外での展開のほか、中国のテレビ局と組んで日本の釣り文化を中国に普及させる試みをしている。中国は日本と比べて釣り技術が発展途上と言われている一方で、釣り人口は9000万人も存在するなど、ビジネスとして成立する可能性が高い。

このようなビジネスに関わる中で、新しいビジネスを仕掛ける際には、どんなに素晴らしい技術か、ということ以上に、どのような切り口でビジネスにするか、という観点が必要だと感じている。ちょっとした切り口の違いで成功するか否かが分かれてしまうこともある。その切り口の発見には経験とセンスが必要であると痛感している。会社の規模にもよるが、ビジネスに幅広く関われ、ワクワクできること、それがインハウスの魅力のひとつである。

## 5 社内に弁護士がいることの違い

視点を変えて、企業側から見てインハウスがいることのメリットは何だろうか。これは総務部長に言われた言葉であるのだが、ひとつは「会社としての安心感」であると思う。通常の業務の中では経験を積んだ法務部員と社内弁護士はそれほど変わらないかもしれない。しかし、イレギュラーな案件が生じた場合や対外的に緊急で対処すべき問題が生じた場合は、通常の法務部員よりもできることが明らかに多い。それは、訴訟であり、外部の弁護士との交渉であったり、マスコミとの対応であったり、場合によっては、検察との交渉であるかもしれない。

## 6 悩み

このように多くのビジネスに関わる中で私の悩みは、自分自身の勉強不足である。新しい分野の案件や最新の技術に関するものや、中国法であったり、他の海外の法律であったり、学ぶべきことはたくさんある一方で、なかなか手が回らない。もちろんすべてを抱えることをすべきではないが、もう少しじっくり取り組みたい、と思うことしきりであ

る。また、インハウス特有の悩みとしては、個人的に相談される事件を私自身が引き受けるのが難しいことが挙げられる。「困っている人を助けたい」という動機から弁護士を目指したわけであるが、実現できていないのが現状である。裁判員裁判にも関わってみたいが、長期で会社を休むことは難しく、インハウスのままで行うことは難しい。

## 7 インハウスの立ち位置

さらに、個人的な雑感であるが、インハウスがいまだマイノリティであると感じた例として、弁護士会の開始式での出来事がある。多くの同期弁護士が事務所名をネームプレートや名簿に記載されている中で、私の所属する会社名はそこになかった(名前だけで、無所属のような扱い)。その後、委員会活動等の名簿上でも、事務所名の欄が空欄にされることが多い。法曹界においてインハウスの扱いが確立していない点は、残念に感じる。

## 8 最後に

私は、会社の業務外の活動として、会社法部会、企業内弁護士協会(JILA)、司法修習委員会(幹事団)、日中法律家協会に所属している。外部弁護士や修習した事務所の先生方にもご指導頂くこともある。インハウスであっても、弁護士会等の活動を通し、足りないと思う能力については、自分次第でいくらかでも補う方法はあると感じている。

法曹人口が増加を始めて以降、就職難が叫ばれている。就職できた修習生も以前ほどの待遇を受けられていないという現状を耳にする。就職難はすなわち受け入れ先の苦しい状況も示している。生き残るためには、弁護士も今までのようなビジネススタイルからの変革が求められているように思う。法律事務所に就職できずに悩んでいる修習生等には、事務所以外にもいくらかでも選択肢があり、インハウスについてもまったくネガティブなもの、消極的なものではないことを伝えたい。さらに言えば、インハウスに進もうと思われている方には、私がよく使う言葉であるが、是非「攻めのインハウス」となって頂きたい。